

156シャーを起因物とする死傷災害100事例まで（2019年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2019	1	9～10	ヤード内にて、電線の切断を行うため、アリゲーターシャーリングに電線を入れ、短く切断する作業中、別の電線につまずき、左手をシャーリングについてしまい、左手人差し指・中指を切断した。	70	8	150102	30～49
2	2019	1	16～17	工場で金属の切断作業中、切断機の金属を押さえる部分に右手の親指が接触し、切断した。	23	7	11209	1～9
3	2019	3	9～10	工場内油圧シャーリングで鉄板の切断加工中、コンベアの上に乗った状態で作業していたところ、安全用型押さえに左足指を挟み骨折した。	34	7	11209	1～9
4	2019	3	13～14	工場内で金属板の切断機でステンレス板の切断をしていたとき、誤って部材と一緒に安全ガード内に手が入り、機械に挟まれ、左手人差し指の先端に損傷を負った。	20	7	11209	50～99
5	2019	3	11～12	断裁機で紙を断裁中に、紙の中の空気を奥から手前に抜く作業を手動で行っていた。紙の手前部分を両手で持っているときに、過ってクランプに両手親指を挟んでしまい、両拇指末節部の挫傷および骨折を負った。	28	7	10701	50～99
6	2019	5	10～11	工場のシャーリングの後ろ側で、コンベアとの間に切断後の材料が落ち、挟まっていた材料を取ろうとして隙間に頭部を入れて覗き込んだ。その際、コンベアとシャーリングに挟まれ、顔を圧迫し、骨折した。	42	7	11209	50～99

7	2019	5	11 ～ 12	お客様の工場で、シャーリングマシンM3060のRSC30通電サポート状態で、シューター用エアシリンダー近接SW調整を実施した。シューター位置が外れ状態となり、下降したコンベア部に頭部を挟まれ、死亡した。	30	7	80409	～ 99
8	2019	5	17 ～ 18	本社工場で横フライス盤作業をして品物の加工をしていたとき、フライスのカッター進行方向の、逆の場所を左手でそのまま押さえてしまい、誤ってカッターに手を近付け過ぎてしまい、左示指切創、左示指末節骨を折った。	31	7	11209	～ 99
9	2019	6	11 ～ 12	工場内で自動シャーリング切断機械を使用中、被災者は材料をベルトコンベア上に並べる作業をしていた。そのとき、ピットに入った長い材料を、本来作業する位置とは違った場所からコンベアに載せたところ、送り装置に付いているパイプと材料の間に左手中指を挟み骨折した。	28	7	11209	1～ 9
10	2019	6	18 ～ 19	工場内断裁機で、印刷物の断裁をする際、パレットを下ろす大きな音に気をとられて、誤って親指が残った状態のままクランプを下ろしたため、両手親指を挟んでしまい、打撲した。	39	7	10701	30 ～ 49
11	2019	6	13 ～ 14	工場鉄板を切断、加工する作業中、指を機械のクランプ部に挟まれ負傷した。	42	7	11301	10 ～ 29
12	2019	6	11 ～ 12	丸棒鋼切断中に切れたカス除去のため、スイッチオフにして手を差し入れたところ、切断機が完全に停止しておらず、右手が巻き込まれて、右手人差し指第1関節を切断した。	55	7	11209	1～ 9
13	2019	7	10 ～ 11	工場内にて、鉄板を切断する機械シャーリング（足踏スイッチ式電動切断機）を使用し鉄板を切断中、鉄板を押さえていた右手を誤って機械の防護柵に入れ、右手指を挟み、右手中指第一関節上部を切断した。	53	7	11209	1～ 9
14	2019	7	16 ～	板金工場にて、透明塩ビを切断・作成するためシャーリングを使用中、シャーリングの奥まで指を入れ、板を押さえる部分で右人差し	25	7	11409	30 ～

			17	指の先端から第一関節までの部分を潰し、裂傷を負った。				49
15	2019	8	14 ～ 15	作業場シャーリング場にて、大型深ボデー車の鉄板加工の作業中、シャーリングの鉄板押さえのない場所で切断したため、鉄板の反り返りで、切断した鉄板とシャーリングの間に左手中指を挟み骨折し圧挫創を負った。	43	7	80202	10 ～ 29
16	2019	8	9 ～ 10	バンドソーを使用してメッキ配管取付用タグプレート切断作業後、フラットバー1枚が加工台上に倒れ、元に戻そうと左手を出した際、フラットバーとクランプの間に左手を挟み負傷した。	44	7	11501	30 ～ 49
17	2019	9	17 ～ 18	工場内で断裁機を使用して紙を断裁する際、紙がゆがんでしまい揃えるため、手を添えたまま押さえの装置のペダルを踏んでしまった。とっさに手を引いたが、押さえの装置を上に出ることが遅れてしまい、右手人差し指の先に裂傷を負った。	41	7	10609	30 ～ 49
18	2019	9	14 ～ 15	1階作業場の足踏み式断裁機で、材料を切るための準備をし、断裁機から離れるときに、足踏み部分を踏んでしまい、左手人差し指の先を切断した。	50	7	11709	1～ 9
19	2019	11	16 ～ 17	作業場でカレンダー製本中に、誤ってタンザック機械に左手人差し指、中指、薬指を挟まれ負傷した。	71	7	10702	10 ～ 29
20	2019	11	9 ～ 10	作業場にて裁断機にてフィルム製品を裁断している際、左手でフィルムを押した状態で誤って右手で機械を作動させてしまい、刃物が右手薬指第1関節上部に接触、左手薬指を1針縫合する切創を負った。	39	8	11709	100 ～ 299
21	2019	11	15 ～ 16	シャーリング機械修理中、フライホイルのベルトを手で回し調整中（スイッチはOFF状態）、足を滑らせ体勢を崩し、ホイールとベルトの間に右手の指を挟み、第4指指先捻挫、第5指指先骨折を負った。	38	7	11209	1～ 9
			9	作業場にて、長さ60cmの薄い鉄板を35cmに切断する作業をしていた。その際、誤って手前で切断するところ左手を伸ばして切断機の				1～

22	2019	12	～	刃の直下に指を入れてしまい、確認せずにその状況でペダルスイッチを踏んでしまった。そのため、左手の指3本を切断し、1本を骨折した。	55	8	11203	9
----	------	----	---	--	----	---	-------	---

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例まで（2019年）](#)に戻る。